厚生労働省
岩手労働局

Press Release

岩 手 労 働 局 発 表 令和８年 10 月 30 日

担 当	岩手労働局労働基準部監督課 監 督 課 長　山下　立倫 （電話）019-604-3006

11 月は「過労死等防止啓発月間」及び「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」です

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」、「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムや各種キャンペーンなどの取組を行っています。

岩手労働局においては、以下の取組を行います。

1　「過労死等防止啓発月間」については、国民への周知啓発を目的に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、過労死等につながる過重労働などへの対応として、「過重労働解消キャンペーン」として、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催などを行います。

2　「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」については、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう周知・啓発を行います。

（次ページへ続く）

（主な取組）　※詳細は別紙１及び別紙２のとおり

過労死等防止啓発月間

【過労死等防止対策推進シンポジウムの開催】

盛岡市において、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」をテーマとしてシンポジウム（参加無料）を開催します。

○　開催日時：令和８年 11 月 10 日（火）14:00～16:00（受付 13:30～）

○　会　　場：サンセール盛岡　１階 大ホール（盛岡市志家町 1-10）

【過重労働解消キャンペーンの実施】

１　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページ等を通じて紹介します。

○　開催日時：日程調整中

○　訪 問 先：岩手鋳機工業株式会社（奥州市水沢）

（取材等の詳細は別途お知らせします。）

２　過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定

11 月２日（月）から７日（土）を過重労働相談受付集中期間（３日（火・祝）を除く。）とし、都道府県労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11 月７日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル）
（なくしましょう　長い残業）

実施日時：令和８年 11 月７日（土）９:00～17:00

都道府県労働局の担当官(労働基準監督官等)が、相談に対する指導・助言を行います。

厚生労働省では、過重労働相談受付集中期間以外でも、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

ア　最寄りの労働基準監督署又は岩手労働局（開庁時間　平日８：30～17：15）

イ　労働条件相談ほっとライン【委託事業】

０１２０－８１１－６１０（フリーダイヤル）
（はい！　ろうどう）

（相談受付時間：月～金 17:00～22:00、土日・祝日９:00～21:00）

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

３　労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進します。

４　重点監督を実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

５　過重労働解消のためのセミナーの開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、以下のとおり「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

○　開催日時：11 月 13 日（金）14:00～16:30

○　会　　場：いわて県民情報交流センター キオクシアアイーナ 501-B
（盛岡市盛岡駅西通１丁目７番１号）

※　現地会場またはオンライン(Zoom ウェビナー)のどちらでも参加が可能です。詳細は下記 HP をご連絡ください。また、特別企画として、過重労働解消のための業務効率化セミナーをオンラインで今後２回開催する予定であり、詳細が決まり次第、下記 HP でご案内します。

［専用ホームページ］https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

１　労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、周知の協力依頼を行います。

２　管内の企業訪問等を通じた周知・啓発

労働時間等設定改善に係る企業訪問や、働き方改革推進支援センターによる訪問コンサルティングや窓口相談などを通じて、「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発を行います。

「過労死等防止啓発月間」及び

「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」に関するリンク集

〇令和８年度過労死等防止対策推進シンポジウム（岩手会場）
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_iwate.html

〇過重労働解消キャンペーン（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

〇ベストプラクティス企業の紹介（岩手労働局）
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/best-practice-kigyou.html

〇令和８年度過重労働解消のためのセミナー
（就業環境整備・改善支援事業）
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

〇しわ寄せ防止特設サイト
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

〇働き方・休み方改善ポータルサイト
（取組・参考事例の検索や企業・社員向けの自己診断が可能です。）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

別紙１

令和８年度過労死等防止対策推進シンポジウム等実施要領

１　趣旨

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定。以下「大綱」という。）に基づく対策を推進し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、11 月の「過労死等防止啓発月間」を中心に過労死等防止対策推進シンポジウム（以下「シンポジウム」という。）を開催するとともに、ポスターの掲示やパンフレット等の配布を行うほか、インターネット等の各種オンライン媒体を活用した周知・啓発を当該月間に集中的に実施する。

２　実施事項

（１）本省で実施する事項

ア　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

委託事業として、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携しつつ47 都道府県において 48 回（東京は２回開催）シンポジウムを開催する。シンポジウムの開催方法や内容については、民間団体と連携しながら受託者（（株）プロセスユニーク。以下同じ。）が具体的な調整を行う。また、昨年度に引き続き、一定期間、特設サイト上に別途作成する厚生労働省や関係団体からのメッセージ、過労死等防止に関する有識者の講演を動画でも配信する。

イ　ポスターの掲示、パンフレット等の配布及び各種媒体を活用した周知・啓発

委託事業で過労死等を防止することの重要性を周知するためのポスター、パンフレット及びリーフレット（以下「月間ポスター等」という。）を作成し、都道府県労働局（以下「局」という。）、労働基準監督署（以下「署」という。）、働き方改革推進支援センター、都道府県及び市町村、精神保健福祉センター、保健所、産業保健総合支援センター（地域窓口含む。）、使用者団体及び労働組合に配布するとともに、インターネット広告（デジタル版新聞のバナー広告を含む。）を掲載する。

（２）都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の周知等

局は、受託者が作成するシンポジウムの開催案内ポスターの掲示及びリーフ

レットの配布等により参加勧奨を行うこと。参加勧奨に当たっては、大綱に「シンポジウムへの参加を更に強力に促す」旨が明記されている（大綱第２　２（１））ことに留意し、管内の事業場等のうち、過労死等を発生させた事業場や、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して実施すること。

また、シンポジウムでは、局は、挨拶・説明等の対応を行うに当たり、過労死等防止対策白書及び大綱の概要、管内の監督状況、主要な制度や対策（過労死等防止計画指導、ハラスメント対策、勤務間インターバル制度、労災補償手続など）について適宜周知するとともに、必要に応じて、地方公共団体に対し、協力・後援や事前周知等の支援、地方公共団体によるメッセージを寄せてもらうなどの協力について働きかけを行うこと。

なお、局は、シンポジウムの開催に当たって受託者又は民間団体に対し、必要な支援を行うこと。

イ　月間ポスター等の掲示・配布

局及び署は、送付された月間ポスター等の掲示や窓口配布をするほか、これらを活用して関係団体等にも協力を求める等により、広く周知・啓発を行うこと。

別紙２

令和８年度過重労働解消キャンペーン実施要領

１　趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年減少傾向にあるものの、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）において定める数値目標（令和 10 年までに、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする）の達成に向け、引き続き長時間労働の削減に向けた取組が必要である。

一方、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果、依然として、違法な時間外労働や不適切な労働時間管理、賃金不払残業などが認められるところである。

この問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等の全ての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

①　長時間労働の削減
②　過重労働による健康障害防止対策の徹底
③　労働時間の適正な把握の徹底
④　賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

２　実施期間

令和８年 11 月１日（日）から 11 月 30 日（月）まで

３　実施事項

（１）本省で実施する事項

ア　使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業ないし労働組合への長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業・委託事業者（以下「大企業

等」という。）の長時間労働の削減等に伴う取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ　周知・啓発の実施

キャンペーンを周知するため、過労死等防止啓発月間のパンフレット及びポスターに、キャンペーンの取組等を掲載する。また、キャンペーンの趣旨等について、記者発表及び厚生労働省ホームページへの掲載等を行う。

ウ　「過重労働解消のためのセミナー」の実施（委託事業）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的に、事業主、企業の労務担当者等を対象に、10月から翌年１月までの間、各都道府県の会場又はオンライン開催によりセミナーを実施する。

エ　「労働条件相談ほっとライン」（無料）の実施（委託事業）

「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業により、平日の夜間、土日・祝日に、無料電話相談を実施する。

（２）都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア　重点監督等の実施

別途指示するところにより、監督指導等を実施する。

イ　過重労働相談受付集中期間及び「過重労働解消相談ダイヤル」の実施

（ア）11月１日（日）から11月７日（土）（11月１日（日）、３日（火・祝）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、過重労働解消に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けるとともに、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報提供について国民に勧奨すること。

（イ）11月７日（土）を特別労働相談受付日とし、都道府県労働局（以下「局」という。）において、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、労働相談及び労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報について積極的に受け付けること。

（ウ）「過重労働解消相談ダイヤル」の実施局は、受け付けた情報のうち、所轄の労働基準監督署（以下「署」という。）、局雇用環境・均等部（室）、職業安定部各課室等又は公共職業安定所（以下「所」という。）へ情報提供すべきものについては、速やかに担当部署へ情報提供すること（所に対する情報提供は、職業安定部を通じて行うこと。）。また、実施局以外の局の管内に所在する事業場に係る情報については、当該事業場の所在地を管轄する局労働基準部監督課を通して担当部署へ情報提供を行うこと。

ウ　使用者団体等への協力要請

局は、管内の主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業ないし労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業等の長時間労働の削減等に伴う取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等についての協力要請を行うこと。

エ　都道府県労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問等

都道府県労働局長は、過重労働解消に向けた機運の醸成を図るため、報道機関への公開により、地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広く紹介すること。

オ　周知・啓発の実施

（ア）局及び署は、集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発を行うこと。

（イ）局及び署は、上記（１）イの取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行うとともに、キャンペーン期間中における、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する積極的な情報提供について勧奨すること。

（ウ）局は、報道機関に対し、キャンペーンの趣旨等はもとより、過重労働解消相談ダイヤル、ベストプラクティス企業への職場訪問等に関する取材の勧奨を行うこと。

カ　パンフレットの配布

局及び署は、送付されたパンフレットを集団指導、監督指導等の際に使用者等に対して配布するなどにより、有効に活用すること。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17：00～22：00　土・日／10：00～16：00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付
SNS相談　月～金 17：00～22：00
土・日 10：00～16：00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

岩手
会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時 2026.
11月10日(火)
14:00～16:00 (受付13:30～)

会場
サンセール盛岡
1階 大ホール
(岩手県盛岡市志家町1-10)

◎お申込み・特設ホームページはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：岩手県、盛岡市
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岩手弁護士会、岩手県経営者協会、連合岩手、いわて労連、岩手県教職員組合、岩手県退職教職員協議会、働く者の生命・健康を守る会、岩手県医師会、岩手県予防医学協会、岩手県看護協会、岩手障害者職業センター、岩手産業保健総合支援センター、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、岩手日報社、岩手日日新聞社、日刊岩手建設工業新聞社、胆江日日新聞社、東海新報社

岩手会場

プログラム

［主催者挨拶］　岩手労働局

［基調講演］

「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」

今野 晴貴 氏（駒澤大学経済学部非常勤講師）

［取組事例報告］

「モチベーションアップにつながる働き方改革」

株式会社水清建設　代表取締役　**水本 孝** 氏

［遺族からの声］



今野 晴貴 氏

駒澤大学経済学部非常勤講師

大学在学中にNPO法人POSSEを設立し、2025年2月まで代表理事を務めた。同法人の年間1000件以上の労働相談事例を分析するなど、労働問題を研究している。著書に『ブラック企業』(文春新書)、『ブラックバイト』(岩波新書)など多数。ヤフーニュース・エキスパート、駒澤大学経済学部／立教大学経済学部非常勤講師。
2013年度大佛次郎論壇賞、流行語大賞トップ10を受賞。
2014年には日本労働社会学会奨励賞を受賞。一橋大学社会学研究科博士後期課程修了。博士(社会学)。専門は労働社会学、雇用・労使関係論。

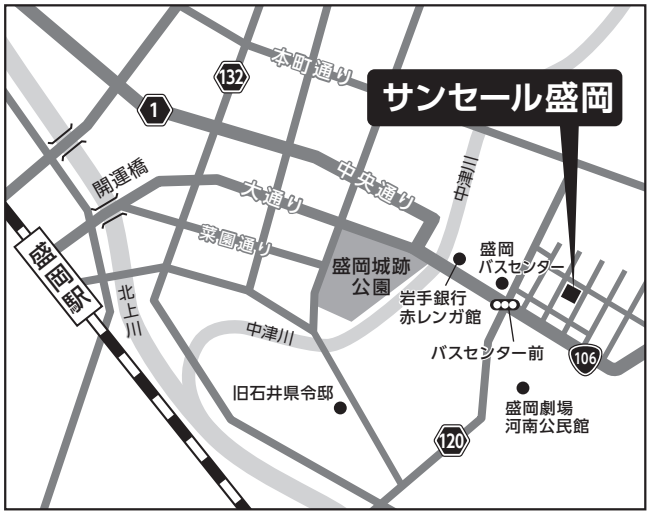
会場のご案内

サンセール盛岡 1階 大ホール

（岩手県盛岡市志家町1-10）

・JR東北本線「盛岡駅」よりバス
盛岡駅前バスターミナル～盛岡バスセンター（15分）　バス停より徒歩5分

［駐車場］　建物正面及び裏側に無料駐車場完備（約80台）



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム　検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」　・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

もう、知らなかったじゃ済まされない

全52回
参加費無料

過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです
☑事業主の方 ☑管理職の方 ☑企業の人事・労務担当者の方



過重労働防止に関する**基本ルール**や**裁判例**、**企業の取り組み事例**など、
明日から使える実務知識を**わかりやすく解説**します。

開催日程
2026年10月~2026年12月
詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法
会場開催:47都道府県で各1回開催
1回120分~150分(休憩10分)
※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。
オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)

特別企画
業務効率化セミナー
オンライン開催:2回
企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou
過重労働解消セミナー 検索

厚生労働省
令和8年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

<業務受託> 佐川印刷株式会社
〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル1階
TEL:050-5574-5071 (平日9~12時、13~17時受付)
MAIL:shuugyou@spcom.co.jp

過重労働解消のためのセミナーとは･･･

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインのポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を解説します。

\わかりやすく/

マンガで判例を紹介!!



セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、**「実践的に使える知識」**を提供します。

- 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
- 過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催（47都道府県）＋ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)